共同企業体協定書（案）

　（目的）

第１条　当共同企業体は、次の業務を共同連帯して行うことを目的とする。

（１）　蓬田村が発注する次の設計業務（契約変更が行われた場合の変更後の業務を含む。以下「設計業務」という。）の受注。

　　　ア　業 務 名　　蓬田村庁舎建設設計等業務

　　　イ　履行期限　　蓬田村との契約を定めた期日

第２条　当共同企業体は、○○○・○○○　設計共同企業体（以下「当企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第３条　当企業体は、事務所を〇〇県〇〇市○○町○○番○○号に置く。

　（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当企業体は、令和　年　月　日に成立し、業務の履行後３か月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　業務を受注することができなかったときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、当該業務に係る委託契約が締結された日に解散するものとする。

　（構成員の住所及び名称）

第５条　当企業体の構成員は、次のとおりとする。

　　　　　〇〇県〇〇市○○町○○番○○号

　 　○○○株式会社

　　〇〇県〇〇市○○町○○番○○号

　 株式会社○○○

　　〇〇県〇〇市○○町○○番○○号

　 株式会社○○○○

　（代表者の名称）

第６条　当企業体は、　○○○株式会社　を代表者とする。

　（代表者の権限）

第７条　当企業体の代表者は、業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって見積に関する一切の権限、業務委託料（前払金及び部分引渡しに係る業務委託料を含む。）の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

　　　　　 ○○○株式会社　　　　　○○％

　　　　　　　　 株式会社○○○　　　○○％

　　　　　　　 株式会社○○○○　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

　（運営委員会）

第９条　当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の基本に関する事項、資金管理方法、再委託する企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、業務の履行に当たるものとする。

（構成員の責任）

第１０条　各構成員は、業務の委託契約及び再委託契約その他の業務委託の実施に伴い、当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

　（取引金融機関）

第１１条　当企業体の取引金融機関は、○○銀行○○支店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

　（決算）

第１２条　当企業体は、業務完了時に決算するものとする。

　（利益金の配当の割合）

第１３条　決算の結果、利益を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

　（欠損金の負担の割合）

第１４条　決算の結果、欠損を生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

　（権利義務の譲渡の制限）

第１５条　本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

　（業務途中における構成員の脱退）

第１６条　構成員は、共同体が設計業務を完了する日までは脱退することはできない。

　（業務途中における構成員の除名に対する措置）

第１７条　当企業体は、構成員のうちいずれかが、業務途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な事由を生じた場合においては、他の構成員全員及び発注者の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、残存構成員が共同連帯して分担業務を完了する。ただし、脱退した構成員が業務の主導的役割を担っていたことなどにより、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難であると認められるときは、残存構成員からの申請に基づき、発注者の承認の上、新たな設計事務所を当該共同企業体の構成員として加入させることができるものとする。

４　第１項の規定により構成員のうち除名した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

５　除名された構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、除名された構成員の出資金から構成員が除名されなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

６　決算の結果利益を生じた場合において、除名された構成員には利益金の配当は行わない。

　（業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置）

第１８条　構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第２項から第５項までの規定を準用するものとする。

（代表者の変更）

第１９条　代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務が果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちのいずれかを代表者とできるものとする。

（解散後の契約不適合責任）

第２０条　当企業体が解散した後においても、当該業務につき種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

　（協定書に定めのない事項）

第２１条　この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

　○○○株式会社　ほか１（もしくは２）社は、上記のとおり　○○○・○○○　設計共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書２（もしくは３）通を作成し、各通に構成員が記名押印し、各自保有するものとする。

　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〇〇県〇〇市○○町○○番○○号

　 　　　　　　　　　　　　　　 ○○○株式会社

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　○○○　○○○　　　印

　　　　　　　　　　　　　　〇〇県〇〇市○○町○○番○○号

　　　　　　 　　　　　　　　 株式会社○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　○○○　○○○　　　印

　　　　　　　　　　　　　　 〇〇県〇〇市○○町○○番○○号

　　　　　　　　　　　　　　　　　株式会社○○○○

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表取締役　　　○○○　○○○　　　印